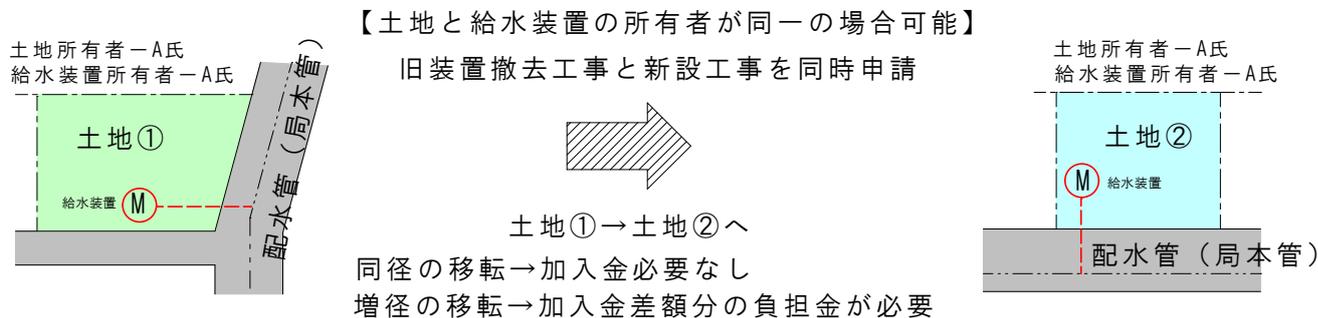


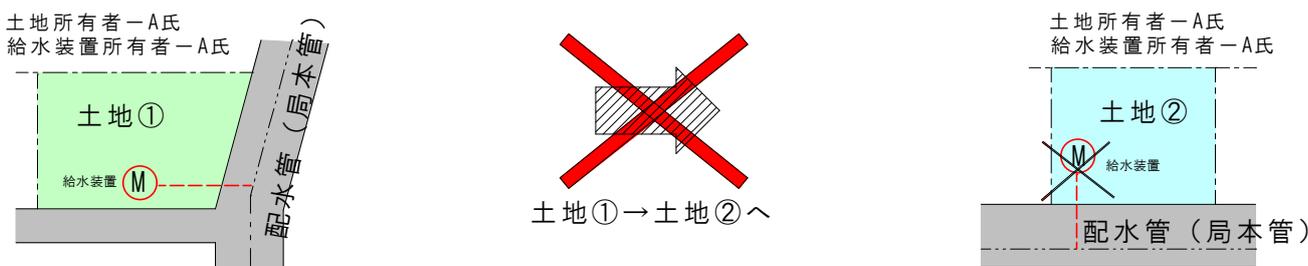
津山市水道施行条例施行規程第9条の改正について

【現状】 ※注) 令和4年9月30日まで撤去工事と新設工事が完成し検査完了できるものが対象となります。ご注意ください。



【改正後】 令和4年10月1日より

他の土地への権利継承を認めないものとする。



※ただし、連続する土地で撤去工事と新設工事を同時に行う場合は権利継承を認める。

【連続する土地とは】

- 一体となって土地の使用がみとめられるもの。
- 土地の登記簿上の所有者が同一と認められる場合
- 隣接する土地を所有者が賃貸契約等しており、かつ一体となって土地の使用が認められるもの。
- 道路等で隔てられている土地は連続する土地ではない。
(登記簿上分筆されていない場合は連続する土地と見なす。)

